

令和8年1月29日

新入生保護者 様

大阪市立淀川中学校
校長 尾曾 由里子

学校徴収金のご案内及び口座振替手続きについて

学校徴収金とは、学校教育活動を行う上で必要な経費のうち、生徒に直接還元されるもので、保護者の方に負担していただく経費です。本校ではこの学校徴収金の納入につきまして、現金持参による紛失等の事故防止のため、銀行からの口座振替を実施しています。つきましては、ご多用な折とは存じますが、下記のとおりお手続きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 学校徴収金の内容

学校徴収金の主な内容は次のとおりです。納入金額等については、入学後に配布する予算書にてお知らせいたします。

*生徒費・・・授業で使用するワークなどの図書教材や実習材料、校外学習の交通費や入場料、日本スポーツ振興センター掛金などの経費

*積立金・・・3年生で実施する修学旅行の経費

修学旅行費は、1・2年の2年間で6万円程度積み立てます。

*PTA会費・・・一人につき年額 3,000 円

(参考) 徴収金額〔令和7年度1年生の例〕

徴 収 費 目	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	年 額
生 徒 費		10,000		1,740		460	12,200
積 立 金	11,000			10,000	10,000	10,000	41,000
P T A 会 費			3,000				3,000
合 計	11,000	10,000	3,000	11,740	10,000	10,460	56,200

2 学校徴収金の納入について

銀行からの口座振替にご協力をお願いいたします。

(1) 取扱金融機関 : 北おおさか信用金庫 赤川町支店

(☎535-0005 大阪市旭区赤川2-2-26 ☎06-6921-3571)

※ その他の金融機関(ゆうちょ銀行含む)では、本校の学校徴収金の口座振替はできません。

(2) 口座振替日は月の26日(休日の場合は翌営業日)です。前日までに残高確認をお願いします。

残高不足等で引き落としができなかった場合は、後日「未納通知書」をお渡ししますので現金で事務室へ納入してください。

3 預金口座振替依頼書の手続き方法

- ① 北おおさか信用金庫赤川町支店に預金口座をお持ちでない方は、口座を開設してください。
口座の開設にあたっては、金融機関届出印と口座名義人の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。詳しくは、北おおさか信用金庫にお問い合わせください。
*すでに総合口座・普通預金口座をお持ちの方は、その口座がご利用いただけます。
- ② 「預金口座振替依頼書（4枚複写）」に必要事項を記入・押印し、北おおさか信用金庫赤川町支店の窓口へ提出してください。 *4枚目（丁）に金融機関届出印を押印してください。
- ③ 金融機関から、「預金口座振替依頼書」の1～3枚目が返却されますので、2・3枚目（乙・丙）を淀川中学校へご提出ください。1枚目の保護者控えはご家庭で保管しておいてください。

「依頼書」の作成につきましては、記入例をご覧ください。「依頼書」は4枚複写となっています。

提出日：令和8年4月6日（月） 入学式の際にご持参ください。

預金口座振替依頼書（甲） （自動払込利用申込書）																																		
取扱金融機関・ゆうちょ銀行 御中										年 月 日																								
私は、下記の校園長から請求された金額を私名義の下記預貯金口座から口座振替（自動払込）によって支払うこととしたいので、預貯金口座振替（自動払込）規定を確約のうえ依頼します。																																		
帳票コード		方面		校園コード		校 園 名																												
K	B	0	8			0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
大阪市立											〇〇〇学校																							
振替を希望する口座の名義人を記入 フリガナをカタカナ、左詰めで記入 姓と名の間は1文字あける <table border="1"> <tr> <th>学年</th> <th>組</th> <th>出席番号</th> <th>カナ頭3文字</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>サ イ ジ</td> </tr> </table> 依頼内容 *** *** *** 保護者名を記入															学年	組	出席番号	カナ頭3文字	1			サ イ ジ												
学年	組	出席番号	カナ頭3文字																															
1			サ イ ジ																															
口座名義人 漢字 フリガナ(カタカナ) 口座番号を右詰めで記入 7桁に満たない場合は、左側を「0」埋め																																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">指 定 行 等</td> <td>金融機関名</td> <td colspan="2">北おおさか</td> <td>銀行・信金 信組・農協</td> <td>赤川町</td> <td>支店 出張所</td> </tr> <tr> <td>金融機関コード</td> <td>支店コード</td> <td>預金種目</td> <td>口座番号(右詰めで記入)</td> <td colspan="2">金融機関届出印</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1645119</td> <td></td> <td>1: 普通 2: 当座</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>															指 定 行 等	金融機関名	北おおさか		銀行・信金 信組・農協	赤川町	支店 出張所	金融機関コード	支店コード	預金種目	口座番号(右詰めで記入)	金融機関届出印			1645119		1: 普通 2: 当座			
指 定 行 等	金融機関名	北おおさか		銀行・信金 信組・農協	赤川町	支店 出張所																												
	金融機関コード	支店コード	預金種目	口座番号(右詰めで記入)	金融機関届出印																													
	1645119		1: 普通 2: 当座																															
ゆうちょ銀行は利用できません 4枚目に捺印																																		
4枚目に金融機関の届出印を押印																																		

預金口座振替依頼書 (甲)

(自動払込利用申込書)

取扱金融機関・ゆうちょ銀行 御中

年 月 日

私は、下記の校長から請求された金額を私名義の下記預貯金口座から口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので、預貯金口座振替(自動払込)規定を確約のうえ依頼します。

帳票コード	方面	校 園 コード	校 園 名
K B 0 8		5 2 2 0 3 3	大阪市立 淀川中学校

台帳番号	学年	組	出席番号	カナ頭3文字	依頼内容
					1 : 新 規 2 : 変 更 3 : 停 止

児童・生徒名	保護者名
--------	------

指 定 口 座	口座名義人	漢 字				
		フリガナ(カタカナ)				
	銀 行 等	金融機関名	大阪あさひ		銀行・信金 信組・農協	支 店 出張所
		金融機関コード	支店コード	預 金 種 目	口座番号(右づめで記入)	金融機関届出印
	ゆうちょ銀行			1 : 普通 2 : 当座		

住 所	(郵便番号)	TEL ()
振込先 口座番号	振込先 加入者名	

振替日	校長の指定する日 (金融機関等休業日の場合は翌営業日)	口座振替(自動払込)開始月	月
-----	--------------------------------	---------------	---

注 意 事 項	※ 数字・文字は、はっきりとわかりやすく記入してください。
	※ 金融機関コード・支店コードは各金融機関で記入してください。
	※ 口座番号の桁数がマス数より少ない場合は、右づめで必ず前に0を記入してください。
	※ 依頼書(丙)には、内容等の訂正印は押さないでください。
	※ 口座名義人(カナ)は、必ず左はしから記入し、濁点、半濁点は1文字分とし、姓と名の間は1文字分あけてください。
	※ 口座振替開始月については、依頼書(払込書)提出の翌月以降を指定してください。
	※ 依頼内容・預金種目等については、該当する項目を○で囲んでください。
(校 用) (保護者控え)	

令和 8 年 1 月 29 日

新入生保護者の皆様

大阪市立淀川中学校

校長 尾曾 由里子

令和 8 年度 就学援助費の申請について（早期 2 ・ 一般 ・ 随時）

大阪市では経済的な理由により子どもたちの学習が妨げられることのないように、学校教材費などを援助する就学援助制度を設けています。申請を希望されるご家庭は、「令和 8 年度（2026 年度）就学援助制度のお知らせ（早期 2 ・ 一般 ・ 随時）」（以下『リーフレット』）をよくお読みいただき、必要書類を揃えて下記の受付期間に学校へご提出ください。

記

1 受付期間

令和 8 年 3 月 2 日（月）～令和 8 年 6 月 3 0 日（火）

※申請区分ごとの申請期限はリーフレットでご確認ください。

2 提出書類

- (1) 「令和 8 年度（2026 年度）就学援助申請書兼世帯状況票」（リーフレットに同封しています。）
- (2) 申請理由を証明する書類（詳しくはリーフレットをご覧ください。）
- (3) 口座振替申出書（徴収金届出口座以外の口座を利用する場合は学校へ連絡してください。）

3 提出方法・提出場所

児童・生徒が在学する学校もしくは入学予定の学校まで 持参または郵送

※きょうだいが小学校・中学校に在学している場合、申請書類は在学学校ごとに提出が必要です。

なお、都島区内の小学校・中学校にきょうだいが在学する場合は、いずれかの学校でまとめて提出することができます。

4 その他

- (1) 早期 1 で申請された方は、再度申請する必要はありません。
- (2) 現在、生活保護を受給されている方も申請書を提出してください。
- (3) 学校医療券は就学援助の申請日以降しか発行できませんので、すみやかに提出してください。
- (4) 年度途中で経済状況が変わった場合など、途中申請もできます。学校までご相談ください。

5 問い合わせ先

大阪市立淀川中学校 事務管理室 06-6928-0001

〒534-0001 大阪市都島区毛馬町 3-5-12

新1年生入学予定保護者様

令和8年1月吉日

大阪市立淀川中学校

校長 尾曾 由里子

PTA会長 木谷 亮一

大阪市立淀川中学校PTA活動について

大阪市立淀川中学校にご入学予定の保護者の皆様、初めまして淀川中学校PTAです。

淀川中学校PTAについて少しご説明させていただきます。

現在、淀川中学校PTAはコロナ禍を機に大幅に活動の内容を軽減しております。

令和7年度の段階で稼働しているのは、PTA本部役員のみとなっており、地域委員会を含め、広報委員会や学年委員会などの委員会については、全て「休止」状態となっています。

また、PTAの活動については、淀川中学校PTAが主催する活動はなく学校で行われる行事のお手伝いがメインとなっています。

今年度も役員立候補を募りますが、立候補者が0の場合や人数がそろわない場合は各学年・各クラスから1人ずつ、くじ引きにて選出とさせていただきます。

立候補いただける方も、万が一、くじ引きで選出されてしまった方も、あまり重く受け止めず軽い気持ちでご参加いただけたらと思っています。

保護者のみなさまへ

適正就学の取り組みについて

～住んでいる場所と違う住所を届けて入学・通学はできません～

本当に住んでいる場所と違う住所を届けて、本当は住んでいない校区の学校に通うことはできません。

もし住んでいない住所を届けて、違う学校に通学していることが分かったら、正しい校区の学校に転校していただくことになります。

すべての子どもたちが安心して勉強できるように、きちんとルールを守って学校に通っていただく必要があります。

保護者のみなさまも、適正就学の取り組みにご協力いただきますよう、なにとぞ、よろしくお願いします。

大阪市では、やむを得ない事情がある場合に、住んでいる場所以外の学校へ通うことを特別に許可する制度があります。

また、小学校及び中学校に入学する際に、住んでいる場所と違う校区の学校を選べる「学校選択制」という制度があります。

詳しく知りたいときは区役所や大阪市教育委員会に聞いてください。

令和7年12月

大阪市教育委員会

大阪市各区長

ほ ごしゃ みなさま
保護者の皆様へ

た ぶん か きょうせいしゃかい じつげん 多文化共生社会の実現をめざして

～ ほんみょう (ルーツにつながる名前) を呼び・名のる ～

おおさか し きょういく い いんかい
大阪市教育委員会では、た よう ぶん か たが り かい あ とも い
多様な文化を互いに理解し合い、共に生きていこうとする、
た ぶん か きょうせいしゃかい
多文化共生社会をめざすし しつ のうりよく も こ ぶん か きょうせいしゃかい
資質や能力を持った子どもを育むために、多様な価値観や
ぶん か も こ ぶん か きょうせいしゃかい
文化を持っている子ども同士が共に学ぶ多文化共生教育をすすめています。

こくさい か しんてん ともな おおさか しりつようちえん しょうがっこう ちゅうがっこう ぎ む きょういくがっこう かんこく
国際化の進展に伴い、大阪市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校には、韓国・
ちようせん
朝鮮をはじめ、ちゅうごく
中国、フィリピン、ベトナム、ペルー、ブラジル等、50以上の国と地
い き
域につながる子どもが通園・通学しています。

また、ほんみょう よ な がっこうえん かんきょう せっきよくてき すす
「本名を呼び・名のる」ことができる学校園の環境づくりを積極的に進めて
います。なまえ こじん しょうちよう ほんみょう つか しぜん
名前は個人を象徴するものであり、本名を使うことが自然です。

いっぽう しん き らいにち こ こくさいけっこん かてい う こ きまざま けいい
一方、新規に来日した子ども、国際結婚の家庭に生まれた子ども、様々な経緯により
ざいにち こ に ほんこくせき しゅとく こ など こ みんぞくてきはけい た よう
在日している子ども、日本国籍を取得した子ども等、子どもたちの民族的背景は多様で
す。こ ぶん か ぶん か ぶん か
子どもたちの自尊心を高めることや、母語・母文化を保障するためには、「ルー
ツにつながるなまえ たいせつ かんが
名前」も大切だと考えます。

ほん し きょういく い いんかい こんご ほんみょう なまえ しょう じ こ
本市教育委員会は、今後も本名（ルーツにつながる名前）を使用することで自己のア
イデンティティの かくりつ ゆた で あ ゆた みと あ こ いくせい
確立や豊かな出会い、ちがいを豊かさとして認め合う子どもの育成に
と ぐ り ほんみょう なまえ しょう お
取り組むとともに、本名（ルーツにつながる名前）を使用することによって起きる偏見
やさべつ
差別をなくすための指導に努めてまいります。

ほ ごしゃ みなさま いじよう しゅし り かい ねが
保護者の皆様におかれましては、以上の趣旨につきまして、ご理解をよろしく願い
いたします。

れいわ ねん ねん
令和7年（2025年）

おおさか し きょういく い いんかい
大阪市教育委員会